

理事会運営細則

制定 平成28年7月19日

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人市民後見人の会(以下「本会」という。)の定款第20条に定める本会の理事会について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の権能)

第2条 理事会は、本会の業務執行を行い、理事の職務を監督するとともに理事長及び部会長の選任及び解任を行う。

(議決事項)

第3条 理事会は、法令及び定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 本会の業務の遂行にとって重要な財産の処分及び譲受
- (5) 10万円以上の契約
- (6) 業務指導委員会、監督人・後見人等連絡会等の業務執行上重要となる会議の設置、解散
- (7) 本会が、後見人等の候補者となるか否かの決定
- (8) 法定後見の主担当者、副担当者の決定
- (9) 品川成年後見センターへの支援員候補者の決定
- (10) 細則類の制定及び改廃

(理事会の開催)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、原則として毎月1回定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1から、会議の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第5条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条3号2項の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め理事長が指定した順序によってその職務を代行する。

(理事会の議決)

第7条 理事会における議決事項は、定款第33条3項規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第8条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむおえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(監事の出席)

第9条 監事は、理事会に出席し、理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第10条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第11条 理事会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人は記名押印又は署名しなければならない。ただし、理事長が欠席した場合は、理事会に出席した理事全員が記名押印する。

(議事録の配付)

第12条 議長は、理事及び監事に対して、議事録の写しを配付する。

(改 廃)

第 1 3 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成 28 年 7 月 19 日から施行する。

(管理責任者 事務局長)